

# 医療年断 だより

## 後期高齢者医療制度についてのQ&A

### 4月から後期高齢者(75歳以上の方)の医療保険制度が変わります

平成18年6月の健康保険法などの改正に伴い、平成20年4月1日から新たな「後期高齢者医療制度」が始まります。これにより、後期高齢者は現在加入している国民健康保険や社会保険(被扶養者を含む)を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。対象となるのは平成20年4月1日現在で、①75歳以上の方、②65歳以上75歳未満の方で一定の障害を持ち、広域連合長が認めた方です。

**Q** 私は現在75歳で国民健康保険に加入していますが、今年4月からは、今持っている保険証は使えなくなるの？

**A** お見込みのとおりです。「後期高齢者医療制度」に加入すると、それまで加入していた健康保険の加入資格を失いますので、今お使いの保険証は4月1日以降は使用できません。代わりに市医療年金課から(後期高齢者医療制度の)保険証が交付されます。

**Q** 私は現在75歳で健康保険組合の被保険者になっています。今年5月3日で75歳になるのですが、今持っている保険証は4月になると使えなくなるの？

**A** 4月1日以降に75歳以上の方が「後期高齢者医療制度」の被保険者となりますので、75歳になる誕生日から「後期高齢者医療制度」に加入することとなります。あなたの場合、5月2日までは、今お持ちの保険証をご利用になれます。

**Q** 私は76歳になりますが、現在、息子の勤め先の健康保険の保険証で医者にかかっています。保険料は息子の分だけ負担して、自分の分としては負担していません。今年4月からは自分でも保険料を払わなければならないのですか？

**A** 息子さんの健康保険の「被扶養者」になっているので、3月31日で「被扶養者」の資格を失

た方に限り、特例措置として平成20年度の保険料は、年額で1800円となる予定です。

**Q** 保険料は、年金から天引きされるの？

**A** 次の方は、年金から天引きされます。  
年金額が年18万円以上で、なおかつ介護保険料年額と後期高齢者医療保険料年額の合計額が年金額の2分の1以下の場合。

**Q** 私は現在66歳で障害者手帳を持っており、老人保健の適用を受けています。4月からはどうなりますか？

**A** 75歳未満で老人保健の適用を受けている方は、4月から「後期高齢者医療制度」の加入者へと移行することになります。4月以降75歳になるまでは、「後期高齢者医療制度」に加入するかしないかを選択することができます。この詳細については、市医療年金課までお問い合わせください。

### ★健康保険の被扶養者に対する特例措置

#### 【平成20年度】

所得割=0円

均等割=(半年分)18,731円の10分の1=1,800円

#### 【21年度以降で加入月から2年間】

所得割=0円

均等割=(1年分)37,462円の2分の1=18,700円